

平成24年第1回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会記録

平成24年1月30日（月曜日）

出席委員（8名）

委員長	中間 建二 君	副委員長	森田 憲二 君
委員	尾崎 利一 君	委員	関野 杜成 君
委員	和地 仁美 君	委員	根岸 聡彦 君
委員	御殿谷 一彦 君	委員	床鍋 義博 君

欠席委員（なし）

委員外議員（2名）

議長	尾崎 信夫 君	4番	実川 圭子 君
----	---------	----	---------

議会事務局職員（4名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	長島 孝夫 君
議事係長	下村 和郎 君	主事	指田 弘安 君

出席説明員（なし）

会議に付した案件

- (1) 市民に開かれた議会のあり方についての調査検討
- (2) (仮称) 東大和市議会基本条例の調査検討

午前 9時30分 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから、平成24年第1回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

○委員長（中間建二君） 市民に開かれた議会のあり方についての調査検討、及び（仮称）東大和市議会基本条例の調査検討の2件を一括議題に供します。

初めに、先日は1月23日、東大和市議会議員研修会ということで、全議員を対象にいたしました研修会の中で、法政大学法学部教授、自治体議会改革フォーラム呼びかけ人代表の廣瀬克哉先生の講演を聞く機会を得まして、議会改革の課題と議会基本条例の意義についてというテーマのもと、私ども今ちょうどこの特別委員会で議論しております内容等についても大変に参考になる講演が聞けたかと思えます。ぜひ、この特別委員会の議論の中でも活発な議論の参考として取り組んでいただければありがたいと思っております。

続きまして市民アンケートの調査につきまして、現在までの経過を御報告を申し上げます。

お手元にお配りいたしましたとおり、1月12日、木曜日にアンケートを送付いたしました。1月の24日、火曜日には回収率を上げるための勧奨はがきを発送をしたところでございます。1月27日、先週金曜日の状況では、184件の方から回答をいただいている状況でございます。

回答内容につきましては、前日も御報告しておりますけれども、集計を行いまして、3月の定例会中に開催する本委員会の中で御報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

アンケートの件は、以上、御報告とさせていただきます。

続きまして、前回に引き続き調査・検討項目について順次議論を進めたいと思えます。

本日は（5）政策立案機能の強化のア、議員間の討議による政策立案の方法についてから、御意見を伺います。御意見のある方は挙手をお願いいたします。

なかなか、皆さんだれが提案されたのかということがございますので、私が読み上げたほうがよろしい。

じゃ、議論を進めるために皆さんから御提案いただいたところを読み上げたいと思えますが、和地仁美委員のほうからこういう御提案をいただいております。

政策提案について、議会からも政策提案を行いたい。各議員それぞれのお考え方があろうと思うが、議会という一つの共同体として研究学習をして政策を提案できるようにしたい。東大和市が抱えている問題は多岐にわたるが、すべての問題をたどると財政難ということにたどり着く。まずは財政のあり方、改善方法などについて専門家などを交えての勉強会を立ち上げ、その進捗やわかった事実を市民と対話する機会などで発表してはどうか。その中で市民の声も反映しながら、一つの政策を作成し提案するというのはどうかと、こういう御提案をいただいております。

また一方で床鍋議員のほうからも自由討議の活用ということで、議員同士の議論によって多様な意見が出て、結果的に後から異論が出ず、失敗が少なくなるのではないかと、こういう御提案をいただいた中で設定しております項目でございます。

では、御意見を。

○委員（和地仁美君） 最初にこの特別委員会立ち上がった時期は、もう大分時間がたっていると思うんですが、例えば最近の話題で言いますと、さまざまな定例会で一般質問などでも観光とかイベントとかに関する質問が出たり、また新しい部ができたというところで、例えば観光、今であれば観光のあり方について、市長の政策

をより実現化したり、もしくは市民と一緒に協働できるような共感を呼べるような内容にするということを議会で取り上げて、勉強して提案するなどといった具体的な効果や実績の上がるような動きを議会という一つのまとまりとしてやってみるというような形は、今の時期であれば一つの例ですけれども、それに限らず勉強会なのか意見をまとめるのか、そうして議会の一つの提案として形づくって上げるという形のほうが、一人一人の考え方の一般質問とは別の形で実効性が高まるのではないかと思うんですが、具体的にはどんな方法がいいかはわかりませんが、そんな取り組みができればいいなと思って、今回この意見を出させていただきました。

ほかの皆さんの御意見も何かあれば、お聞かせいただければと思います。

○委員（床鍋義博君） 私、議員間の自由な討議というところなんですけれども、それは政策立案に関して現在は、主に各会派でまずまとめられて、もちろん無所属の方は1人でやられているのかもしれないんですけれども、やはりそれを議会上に上程したときに実現する可能性というのは、なかなか低い。特に少数だと低い可能性があります。ただ案自体はいいのにもかかわらず、なぜか会派とかで出すと、その場所で多様な意見が出ないからもうちょっと修正が必要だとかというところが出て、結局否決になってしまうということがあるのであれば、事前にそういう会派に渡った政策というものを、今回この提案した政策に関してほかの会派の皆さんどうですかというような、そういう場を設けられるのであれば、もう少しスムーズにというか、議会としての政策の立案が通りやすくなるのではないかなということ、そういった場所を公式にというか、非公式でもどちらでもいいんですけど、実質的に討議できる場所が、それが委員会といえば委員会なのかもしれないんですけども、もうちょっと広範囲にいろんな提案が各会派から出ているものを議論する場所、そういう場所がすぐできるような形になればいいのかなという形で提案をさせていただきました。

○委員（御殿谷一彦君） 今ちょっとお話を聞いて、以前のときにも議員間の自由討議というお話がちょっと出てたとは思いますが、それを経た上での政策立案をどうやっていこうかというお話だと思うんですが、少なくとも今を改革しようと思っているからこの委員会があるんですけども、今の仕組みの中ではなかなかこれができない。じゃどうやっていこうかって。まず皆さんで、これ自体は私自身も大いにやっていく必要があると思うんですけども、これを整々とやっていくためにどういう仕組みがあるかということを進進市を含めてちょっと見ていかないと、じゃどうやってこれをやっていこうかというところが、いまいち私としてもイメージが出てこないところがあります。

ただ今お2人がおっしゃったように、この政策立案を今まで各会派だけでまずはやったりというところじゃなくって、議員みんなでどんなものかというのをやっていく。これによって次の段階で、例えばこの政策立案に対して市の当局と議会とが対立したときに、議会側としてはこう思うということがしっかり言えるような体制をつくっていくということにもつながっていくと思うので、議会として政策立案を自由討議の上でやっていくところを、ちょっと進めていきたいなというふうに私自身も思っています。

○委員（関野杜成君） 提案としては私もいいなというふうには感じっていますが、今、御殿谷委員が言ったように、やはりどこの場所でやるべきなのか。ただの、ただのという言い方も変ですけども、代表者会議の中だったりとか、その終わった後みたいに懇談会みたいな感じになってしまうのか、それとも特別委員会みたいな形でつくってやっていくのか、その部分のルールというのがどうなっているのかなというところが、1点問題点なのかなというふうに思っています。

それと同時に、私は議論をしていいものができればなというふうには考えてますが、ただ1つ問題点があっ

て、多分選挙で選ばれるので、そうなったときに私が、うちの党がやったとかというところが言いたいところがあるようであると、多分それはできなくなってくるのかなというのが、そこがもう1点。

それと同時に、もしそうなった場合、こちらにも書いてあるように議会事務局の体制と機能強化というところで、もちろん議員がある程度考えていったり議論することは一つなんですけど、それをじゃ条例として上げる場合だったり、市長部局にどのような形で上げるのか。そういったものだったり、今言われたように他市の現状だったり、そういうものを調べるのにもやはり事務局の体制、今の体制でできるのかどうか。そこまでも踏み込んだ話になってくるのかなと。

この3点が解決できれば、今の提案は私はいけるのかなとは思っています。ちょっと評論ぼくなっちゃいましたけど、済みません。

○委員（尾崎利一君） 今、関野委員のほうからお話ありましたけれども、そういう政策を立案するというのはいくつかの議会の機能で、やっぱりそこだけが前進するというふうには、そこだけを取り上げて、そこだけどうしようかといっても、やっぱりなかなか進まないのではないのかなというふうには僕は思っていて、先ほど出されましたけれども、議会運営の諸課題のところでは議員間の自由討議の手法というのが審議されましたけれども、やはり議会の場で本会議なり委員会なりという、そういう議会の場で自由討議、議員間の自由討議が行われると。その中で論点が明らかになって、これはこの点問題だけれども、もう少し全体で検討してまとめられるんじゃないかとかという議論が行われるかどうかというのがね、その前提になるのではないかなというふうには私は思います。

23日に行われた議員研修会の中でも、長野県の須坂市議会の経験ということで、質疑という時間があった、その後討議という時間があった、討論という時間をとって、この討議のところでは議員間の自由な討議を保障するという仕組みをつくっているという話がありましたけれども、やはりここをこう政策立案だけではなくて、議会の審議全体の中でそういう議員間の自由な討議が活性化されていくということがあって、その上にこの政策立案が保障されていく道が開かれていくのかなというふうには思いますので、やはり私としては紹介された質疑、討議、討論というような形を東大和市議会でも採用していくことが、まず突破口になっていくのではないかなというふうには考えます。ですからそういう手法を採用してはどうかという提案を行いたいと思います。

○委員（床鍋義博君） 尾崎委員が今おっしゃられたことで、もちろん質疑があって討議があってということが確保されるのは望ましいことだと思うんですが、政策立案段階でやる場合はちょっと違うのかなと。その場合だと、今尾崎委員がおっしゃった場合だと、何かその場でもう討議がされて結論が出されてしまうということになってしまうと、政策の立案段階で、青写真の段階でいろんなこうしたらいいんじゃないか、こうしたらいいんじゃないか、じゃそのことに関しては今回なしにしてもうちょっと調べてみましょうとかということが、政策立案段階の場合ではかなり必要ではないかなと思うので、そういったときにもやっぱり議会のほうで開いて、そこで何と言うんですかね、大きくやってしまうと、まとまるものの提案というのが、実際もっと違う形の事前調整みたいな形になってしまうので、私が申し上げているのは、その政策立案段階もこういったこうあり方委員会の形でも関野委員が言ったようにいいですし、もしくはそういう場でなくてももう終わった段階で、じゃちょっと集まってやりましょうと、それはもうどちらのほうの実績があるのかというのはやってみればいいのかと思うんですけども、そういったことを自由に何回かできて、それで議会としてある程度まとまったという段階で出して、議会に出して、そこで自由討議がされるというのはいいと思うんですけども、その前の段階でも必要なのかなということで、2つあればいいのかなという形だといいたいです。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 実際の政策立案についてをどう行うかというのはまた別の問題だと思うんですけども、まずその1つの議案が出てきて、それに対してやっぱり活発な討議が行われて、問題点や争点が明らかになるという段階で、じゃこの問題もう少し詰めて全体で検討してみようよということになったら、それはその段階で仕組みはつくっておいたほうがいいのかもかもしれませんけれども、その段階でじゃ各会派間でもう少し検討する場を設けて、その上でまた出せるようにしようよという合意が、やはり委員会なり本会議なり議会の場で市民がわかるところでそういう争点や問題点、じゃそれで議会としてここを検討していくんだなということがわかる段階がやっぱり必要で、その上で検討会議みたいなものを設けて実質的な検討に入るということがあっていいと思うんです。なくてはそれは多分できないだろうとは思いますが。

同時にその経過が市民の前で明らかになるということもやはり重視する必要があるんじゃないか。そういうことも含めて議会の場での討議を通じてその必要性が明らかになる。議会としてどういう判断の上でそういう委員会なり各会派間なりで1つの議案をつくっていきこうという判断に立ったのかというのが明らかになる必要があるんじゃないかというふうに思います。

○委員（床鍋義博君） 今1点、尾崎委員がおっしゃられたことでちょっと誤解があるのかなと思ったのが、そこを委員会とか議会とかに上程する前に、何もクローズでやるという話ではなくて、そういった話し合い自体もう別にオープンにしていっていいというふうに私は考えているので、そのあたりは市民に知られるチャンスというのは別に失われぬのかなということです。

でも、言っていることは同じことかもしれないんですけども、順番がちょっと違うのかなという。私の場合は小さくある程度のコンセンサスを得て、得たところで議会に出して、そこでももちろん自由な討議が行われる。でも、尾崎委員が言われたことは先にどんと議会に出してしまっただけで、そこで論点を明確にしてからもう一回戻すという形なんで、鶏が先か卵が先かみたいな話になるのかもしれないんですけども、結果的に市民にオープンにされる点というのは同じ。ただかかる時間とかって考えると、もしかすると尾崎委員が提案された方式だとすごく行ったり来たりの戻りが大きくて、これ方法論になってしまうんで、コンセンサスが得られればどちらでもいいんですけども、ちょっと時間かかるのかなと、そういう懸念はちょっとあります。

以上です。

○委員長（中間建二君） 若干、今いろいろ御意見いただいたものを整理いたしますと、今までの議会の中では当然議案が出て、初めてその議案に対して審議をするということですよ。ですから議員提出議案で、例えば今総務委員会で議論している条例案だったり、また本会議で議論される意見書等の議案についても政策調整会議でそれぞれの考え方、意向は示されたとしても実際にその中身がどうかということは議案になって初めて議論していく。それに対して賛否を明らかにしていくというのが今の議会のルールですけども、和地委員のほうでおっしゃっていただいている考え方というのは、その議案になる前の段階で議案になるべきものを議会として議論していくべきではないかと、またそういう場が必要ではないかという問題提起というふうに受けとめております。

そういう中で尾崎利一委員のほうでは、もう少し現状の議会運営の中で論点なり討議なり議員間の自由な討議を重ねることをまず先行するべきではないかと。そういう中で前回廣瀬先生の講演の中にもありました論点整理とか、論点を明らかにしていくという努力が必要じゃないかと、こういうところで現状の東大和市委員会の議論、審議のあり方と、またそれと違った形のものを和地仁美委員のほうではそういう場も検討すべきじ

やないかと、こういうことだろうかと思います。

現状、当市の中では特に議員提出議案について政策調整会議を設けて運営をしておりますけれども、もし森田委員のほうで政策調整会議の当時設置をした考え方ですとか、現状の運営についてももし御意見があれば、お願いしたいと思います。

○委員（森田憲二君） 実際問題、大きく幾つかに分けて現状をまずお話ししますと、政策調整会議を各定例会の一般質問のさなかで行っております。これは過去を振り返ってみますと、それぞれの会派が意見書、または国へ要望書を提出するときにそういう会議の場所がなかったんです。それをある程度今定例会では私どもは何々を出したいとか、どうですかという場所を正式に設けましょうよということがスタートです。あとある、またはこういうものを出したいと。その後の処置につきましては、期限までにそれぞれの会派で調整してくださいよということが今の現状です。

それが流れとしては今まで水面下で行われていたものが一つのテーブルについたと。これはあくまでも正式というか公式じゃないということは非常に難しいんですけど、そういう政策調整会議の場があります。

それから今回御提案をしていただいている議員間の討議を含めての話になろうかと思いますけど、これは個々については私はすごく賛成をしております。ただ今の手法、東大和市の議会運営の手法でいくと、幾つかクリアしなくちゃならない問題あります。じゃそれを招集権者が、だれが招集するんだと。それから座長がどうするんだと。それからそのまとまったものか、またまとまらなかったものの処理の仕方をどうするんだということもあります。これは今のシステムというか3常任委員会がありますから、できれば3常任委員会の所管事務調査があります。そちらのほうに対応して一つのは福祉だったら厚生文教委員会、それから道路建設だったら建設環境委員会のほうにそれぞれテーマを決めて、ただ単に自由討議ではなくて、テーマというか、その委員長のもとに政策を提言していくと。これが総務委員会の人間が建環のほうの提案をしても、これはお話になりません。ですからどこの場所でやるんだとなってくれば、それぞれの常任委員会の中で場所を設け、時間を設けて自由闊達な討議というか議論を闘わしたほうがいいんじゃないかと。その中でまとまったものについては委員長というか委員会でもって条例、またはそういったものに関して提出をしていくのが筋かなと。

この中で一番問題になってくるのは、とにかく取りまとめ、それから相手の政策を聞き出すのかという非常に微妙なところがあります。それから先ほど関野委員が言ったように、この提案は私がしたんですよという、要するに手柄話みたいなものがひとり歩きになったときに、じゃほかの議員が乗ってくださるかどうか。また会派制の中で会派の中で話が出た以上、どういうことでやりますよと、その辺をもう一つクリアしなくちゃならない大きな問題と。これは議員ハンドブックにも何も書いておりません。ただその辺がクリアをしていかなければならない問題なのかなというような考えを持っております。

ですからこの言葉ではすごくきれいなんですけども、実際問題やっていくためには幾つかクリアをしなくちゃならない問題がありますし、その辺は今後の課題ではないかなと。決して反対とか賛成とかいうものでなくて、これは必要だと思んですけど、やはりこれは自由闊達な議論の中にはそれぞれ党の考え方、また会派の考え方ありますから、その辺をどうやってクリアしていくんだということではないかなというふうに思っております。

それから先ほど尾崎委員が言った、前にもこの話はしたと思うんですけど、議案の提案、それから質疑、それから討論、それから討論というような順番がいいんじゃないかというような形もあると思うんですけど、これ東大和市の議会の場合、委員会中心だと私は個人的には思っております。それは正しいか間違っているかと

いうこととは別に、本会議場の中での議員間の討議ということはちょっとそれを取り入れるにはちょっと時間がかかるのかなという感じもします。その場合については、やはり委員会の中でその時間を1議題について議員間の討議というか、それは討論の前にやっていく必要があるんじゃないかと。それを踏まえた中で、本会議の中での委員長報告にかわってくるのかなというように私は考え方を持っております。

以上です。

○委員長（中間建二君） 今の御意見としてはおおむね現状を踏まえた上で、常任委員会の所管事務調査等委員会運営の中でもう少し議論が深まる手法を取り入れたらいいんじゃないかという御意見だと受けとめました。

そのほかいかがでしょうか。

○委員（床鍋義博君） 今森田委員から経緯について、これまでの現状について説明いただきましてよくわかったんですが、1つだけ、例えば常任委員会の案件にしてしまうと、小会派であったり無所属であったりすると、委員会1つにしか出られないとか2つしか出られないとかという場合があるんで、やっぱりそのあたりはどういったことで解消していくのかという手だてがないと、今の補完にならないのかなと。ですからその、今の現状でやっていくというふうにするのであれば、少なくともこの点に関してはどういったことで救っていくのかということを議論しないと、この提案持っているんだけど、これ私この委員会ではないからなといった形で提案がなされると、ちょっと不公平かなという形はちょっと考えられます。その辺どうでしょう。

○委員（森田憲二君） 公平不公平でやっていった場合に、あくまでも常任委員会単位で考えていくのか、それからその同じ常任委員会の中でも会派制でいろいろとあるわけですから、ならばやはり22人の中の議員一人一人が発言権みんな持ってます、公平な。ただその提案しちやいけませんということはどこにも書いてありません。そのクリアしなくちゃいけないという問題については、先ほど言ったように、政策調整会議の中に提案をしていただければいいと思います。それは逆に自分が総務委員会で建環のほうに提案をしたいんだけど。それをまず1回踏まえた中で、こういう提案は本会議の中でやるのではなくて、これは常任委員会のほうに議長のほうの権限でもって委員会付託をするかしないかということは、いつも議題にもう入っておりますから、じゃこの委員会付託をしましょうという話でもいいと思います。これはあくまでも1人だからだめですよとか、そういうあれはないというふうに思っています。

逆に考えれば、じゃ大きい会派だって、逆におれは総務委員会のほうなんだけど、本来は建環のことをやりたいよとあるわけですから、これは条件的にはみな同じです。ただその提出の仕方については、要するに会派制をとっていても、じゃどこから出すんですかといったら会派の名前で出すわけですから、これは政策調整会議の中で出していただければ、きちんとその間の、じゃ今度これうちが出しますから乗ってくださいよという話は幾らでもできると思います。

それが1つの議題になった場合、これは意見書でも何でもそうだと思うんですけど、担当の委員会のほうに議題になったときに、要するに本会議一発じゃなくてこれは委員会のほうに付託しますよと。いつも議長が読み上げる第何条何項の規定により委員会付託を省略しますよ。その前の項としては委員会付託をしますよというようにあるわけですよ。これはルール上。ですからそこで所管のほうに戻してもらおうというか、言ってもらえば、逆にこれは公平じゃないかなと。

ただ言ったように、くどいようですが、自分が幾ら提案したからといって、それを皆さんで議論してくださいよ一つの提案しても、自分がその所管にいないということがあります。私は今現在総務委員会ですけど、じゃ建環のほうだったら、建環の委員のほうにお任せするわけですよ、要は。だから自分がオールマイティー

じゃないということです。

それから3つ常任委員会があるわけですから、3つの常任委員会にそれぞれだれかが所属しているわけですからその辺は会派制をとってしようと無所属であろうとも、どっかの委員会に所属しているわけですから、その辺はちょっと1人だから出せないよという話は全然ないと思います。ただそこが担当に行っているかどうかについては、これはそれぞれいろいろとあると思います。ですからそれはもう全然問題ないと私は考えています。

○委員（和地仁美君） 今の流れや方法論とはちょっとかけ離れるんですけども、議員から何か提出をしていくということの流れの一つとして、次のところに市民と議会が対話できる場とか、今までも所沢市に視察に行った議会報告会をやるとかという形で、議会という一つの組織として市民と向き合う場を、まあ今後やっていくかどうかわかりませんが、報告だけでもするんですけども、市民から質問が来たり、いろいろな御意見をいただいたときに、その議会として受けとめた今現状問題になっていることとか、集中的に審議したほうがいいようなものを発見したときに、それを取り上げていけるような仕組みをつくったほうがいいのではないかなという。この議員が政策立案ということを言うと、今の政調会議とか、その流れに乗せるのがいいのかわからないんですけども、やはりその何かをこれからコンタクトをとる場をつくるとしたら、それを受けとめて、またその結果を報告するというような、その流れを持たないと、ただ単に今回の議会はこうでしたよという伝言のような会にしてももったいないし、それは議員とか議会の本質を全うできるような形ではないと思ったので、その議員間がどういう常任委員で話すのか何か、それはやっぱり一番システムの効率がよくて公平性があったり、いろいろなルールの中でやるべきだと思うんですけども。

私がそもそもこれを言ったのは、議員の人たちと普通に話しているときに、いろいろな最近こういうことがあったとか、市がこうやっているというときに、それってもっと大きく取り上げたほうがいいんじゃないかなって、もったいないなって思うようなこともあります。なので、それは会派であったり議員の方が取り上げてやりたいというものもあるかもしれませんが、議会として取りまとめて市のほうに出したほうが、何て言ったらいいのかな、もう少し力強くなるというか、実現性、重みが違ったり、またはただの話じゃなくて書面で意見書として出したらきちんとその回答がもらえるとか、そういう形の流れをつくったほうが今後市民の方へ報告会や何かをやっていくということが決まったのであれば、同時にそのシステムも整えたほうがいいんじゃないかなというふうに思った次第です。

○委員（関野杜成君） 市民への報告会についての今話が出たんですが、正直選挙前、選挙後ぐらいに市民の活動されている方に来てくださいということで呼ばれて、そういうとこへ行ったんで、和地さんもいましたから多分御存じだと思います。やっぱり各議員個人個人でどこまで答えていいかというのが出てくるというのがあるんで、それは別項目なんでまたそこでお話ししたいなと思っているんですけど。

ちょっとまたもとに戻って、政策立案のほうに関しては、今いろいろ聞いていると皆さん、別にそれはやってもいいんじゃないかというところで、ただじゃそれをやるときのやり方、あとはおさめ方というところのルールをどうしようかということで、先ほど森田委員のほうから今あるルールの中でやるのであればこういう方法もあるというような話が出たとは私は思っているんですけども。委員長、もしよろしければ、これはこれで皆さんやってもいいんじゃないかと。ただやれるかどうかはわからないけれども、やる方向で検討したいという話があるので、これは一応やるという方向で次の項目に移ったらいかがかなというふうには思っているんですけども。

○委員長（中間建二君） 私の今の理解では、繰り返しますが2つ意見があって、要は現状の常任委員会制なり政策調整会議なりを活用すれば十分にできるんじゃないかという意見と、それから和地委員がおっしゃっていた、床鍋委員もおっしゃっているかと思いますがけれども、その現状のもの以外に、その政策立案なり自由な議論ができる場を設けるべきではないかという2つの意見があるかと思いますが。これについて両方の視点で継続して検討していくということも一つですし、そこをこの場では、関野委員は継続して検討するということでまとめてもらいたいということでありましたので、委員長としてはそれで全然問題ないんですが、今出ている意見としては現状のシステム、現状のルールの中で十分に弾力的に運営していけばいいんじゃないかという意見と、それから現状プラスアルファ別途違う議論をする場、もしくは先ほど和地委員が触れられた議会報告を仮にやる場合には、そのことも踏まえて検討すべきではないかということです、と認識しております。

じゃ、その2つの意見があるという前提のもとに、この継続してこの議員間の討議による政策立案の方法についても検討を深めていくということでもよろしいでしょうか。

○委員（尾崎利一君） 私は現実的には例えば和地委員が言われた市政報告会ですか、（「議会です」と呼ぶ者あり）議会報告会か、の結果を受けてどうするかとかというのは、まだ始まっていないので、始まった段階で具体的な検討になるのかなとは思いますが。

森田委員もこういう枠組みはあるというお話はされましたけども、それをやっぱり位置づけを強化していかないと、それはできないので、そういうことも踏まえて扱っていくという御意見だったと思うので、いずれにしてもこの実現のために手法は従来の枠で対応し切れるのかどうかわかりませんが、その従来の枠も使うことも含めて、その方向を一層強めていくという点では一致点があるのかなというふうに私は理解していますので、そのようにまとめていただければと思います。

○委員長（中間建二君） それでは、尾崎委員のほうからも御意見いただきましたので、そのように、この項目につきましては引き続き検討を重ねていくということで、取りまとめをさせていただきたいと思います。

じゃ、引き続きまして次の項目に移らせていただきます。

この議員研修会の活性化ということでございますけれども。

○委員（床鍋義博君） 先日、23日に行われた議員研修会は非常に勉強になりました。私自身、廣瀬先生、前からは知ってたんですけども、著作をそんなに読んでなくて、それでこちらのほうで招聘されて講演されるということで、委員長も読まれた「議員力のススメ」私も買って読んだんですけども、そういう機会が今のところ年に1回ということで、もちろんこれ予算の関係もあると思うんですが、これはテーマ別に例えば今話題に上がっているものだと、例えば放射能であったりとか、そういったもののそういう1年の間に幾つかこうトピックになるものってあるんですね。そういったところで議員研修会がタイムリーに行われれば、その後すぐ先ほどの政策提案じゃないですけども、議会が提案するとかということも市政に反映することができるのではないかなというものが1点。

もし予算の問題があるのであれば、これ他市と、他市も同様のことをやっていると思われるので、一緒にやることによって費用が半分で済む。2回でやったら半分で済むということもあるので、そういったことを検討できないのかなというものがあります。

やっぱりそういうきっかけが、もちろんふだん議員でありますから、自分の突き詰めたテーマについて勉強するという必要なんですけれども、やはり何かきっかけがあると集中してやるということもあるので、そこを少し充実するといいいのかなと。

あともう1つは外部から人を呼ぶとやっぱり予算がかかる問題なんですけども、実際市にはたくさん専門家、その部門のすごい詳しい方がおられると思うので、そういった方でも時間がとられるのかもしれないんですけども、費用という点では内部コストなのかなと思いますし、そういったことを考えればもう少しいろんな専門的な意見を聞いて、議員全体の能力が向上するのではないかなというふうに感じましたので、上げさせていただきます。

○委員（御殿谷一彦君） まとめてやるということに関しては、今度2月の十何日かに議員研修会がありますよね。あれも要は26市でまとめてやるということの一つの方法だと思っていいとは思っておりますけど、要はこれは一つ政務調査費とのかかわりもちよっと出てくるんじゃないかなと、実は思っているんです。だから、当然東大和市議会で先生を呼んでそういう前回みたいな、廣瀬先生呼んだようなやるのも一つすごく大きいし、いいし、それからそれぞれ個人個人のいろんな得意、不得意ありますので、自分はここを得意だと思えばそれなりのいろんな、ちまたにはいろんな勉強会とか研修の場がありますので、そういうところに参加するのもいいんじゃないかと思うんですけども。

いかんせん、1回参加すると2万円とか3万円とか取られる研修が結構ありますので、そうしたときに、じゃどうしていくのかと。身銭切っていくのか、それが当然なのか。それともその辺は政務調査費等も含めてちゃんとサポートしていくべきなのかということもちよっと考えないと。私自身はいろんな研修に出たいんですけども、いかんせん財力が足りないというのが今ちよっと現状ではありますので、ちよっとその辺も含めてどうやってこの議員研修会とか議員が研修に参加できる機会をふやしていくかということ、お金の面と、それから皆さんのモチベーションのところと2つを見ていかないといけないんじゃないかというふうに思っております。

○議会事務局長（石川和男君） 今、市議会の議員の研修の関係で申し上げますと、多摩26市で議員研修、先ほど御殿谷委員さんが言われた内容では、2月の13日にことしは26市全体で行われる内容がございます。これも毎年行われている内容でございます、議長会のほうで行われている内容であります。

さきに東大和市議会として年に1度議員研修という形で行われる内容は、予算的には3万9,000円ということで予算を組ませていただいて研修を行っているところではあります。

それと政務調査費の関係でございますが、これは1人月額1万1,000円で年額13万2,000円、それで人数分ということで会派に支給をされているわけでございますが、その中で研修も行われるということもあります。予算の関係で申し上げますと大変厳しい状況の中で、代表者会議でも予算の関係をさきに24年度の関係は議論させていただいたわけでございますが、研修も各市によりますと隔年実施とかいろいろさまざまな関係がございます。それとそういうところを踏まえて、共同で研修なんかも行われているというような、先ほどの委員お話も出ましたが、なかなか先に立つものがいろいろお金の関係でございますので、その辺のところはなかなか厳しいところもあるというようなことで、現状でございます。

○委員（関野杜成君） 今の事務局長のお話を伺っていると、予算があれば可能だという考え方でいいのかどうか。だから、もし今、床鍋委員の提案のこの議員研修会、今現状予算として4万幾らか何かとっているということでしたけれど、例えばもし皆さんが同じ項目としてこの研修をやりたいと。それに税金がかかるけれども予算がないといったときに、各個人の政務調査費を幾らか充てていってやるとか、そういったことは（「会派ですね」と呼ぶ者あり）会派ですね。会派での政務調査費を充てて、そういうことは可能なかどうか。やるやらない以前に、それは可能であればやれるわけですし、可能でなければまた財源を新しく見つけなきゃ

いけないのかなというふうには思っているんで、ちょっとその部分だけ確認をしたいなと思ってます。

○委員長（中間建二君） やり方として今、議会全体がやる議員研修については議長のもとで代表者会議等で講師を決めて選んでいると。ただやり方として今、関野議員がおっしゃったように、全会派が合意して、じゃそれぞれの協力のもとに別途研修会やろうじゃないかということで仮に合意ができれば、それはそんなに難しいことではないはずですよ。それぞれの会派で政務調査費があり、その調査目的に応じて予算申請するわけですから、それはそんなに難しいことではないかと思うんですけども。

○委員（関野杜成君） では、じゃその政務調査費のほうをみんなでやることができるという認識でいいわけですよ。ただあとは最終的にこの議員の研修を、年1回今やっている議会プラスアルファでどの程度やっていくのかというところの話になるのかなというふうには思っているんですけども。

○委員長（中間建二君） 床鍋議員のほうでの御意見として現状のものにさらに年に1回ではなく2回でも3回でもそういう場が議会として設けられればいいんじゃないかということと、またやり方によっては予算をかけずに果たしてどういう形でやるのかというのは難しいかとは思いますが、予算をかけなくても研修はできるんじゃないかという御意見かと思います。このあたりについては通常議員研修会は議長のもとに代表者会議で協議をして、一つの合意のもとに講師なり研修を行っているのが今実態だと思いますけれども。

この予算の状況については今、議会事務局長のほうからも現状なかなかふやしていく方向にはなっていないという状況があったかと思えますけれども、このあたりをここで出していただいたまとめ方としてどういうふうに考えていくべきか、何か御意見がありましたら。

○委員（床鍋義博君） 私が今これを上げさせていただいたのは、また私自身が議員に昨年度当選させていただいたという経緯がありまして、勉強が足りないなというところがもちろんありました。ただ皆さんの中でそれはもう年数を経ていけば十分自分でやっていけるというのであればいいんですが、例えば先ほども申し上げましたとおり、そのときだけに持ち上がる問題、放射能の問題とかというのって、やはり長年の議員の経験の中では培われないものってあった場合に、そういったところをスポットでぼんと入れるようなことというのは、やっぱり必要なんじゃないかなというふうに思うんですね。それに関して例えば年1回と決めているのであれば、それに合わないこともあるので、そうなる例えば時期を、別にその必ず1月何日とかって決めるのではなくて、年に1回か2回とかって決めて、その時期についてはそういうタイムリーなものがあったときに入れるような、そんな臨機応変な形での運用というのは可能なんでしょうか。

○議会事務局長（石川和男君） 先に立つものは予算でありますけれども、議会としても代表者会議で皆様方にも御連絡は行っていると思えますが、24年度の予算の中でも研修というのは大切なものでありますから、いろいろな形で要望はさせていただいています。結果はこれから出るわけですが、そうした中で今のタイムリーな研修ということになりますと、例えば政務調査費で既に行われている会派がありますけれども、その時々の内容を会派として研修を受けさせていただきたいということで、政務調査費で対応させていただいているところも既にあります。そのようなことということになりますと、それをどの時点でやるかということで今お話がございましたけれども、それも含めて対応は可能といえば可能だと思います。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） じゃ、この項目については当然それぞれ研修会を活性化させたいということについては、恐らくどこも皆さん御異論ないかと思えますので、ただ予算を伴うということ等もございまして、このあたりについては活性化していく方向性について議会として努力すべきであるということの合意を得たという

ことでの取りまとめという形でよろしいでしょうか。よろしいですか。

では、そのように取りまとめをさせていただきたいと思います。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時24分 休憩

午前10時34分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、ウの議会の調査機能の強化に入りたいと思いますが、その後のエの議会事務局の体制と機能強化にも関連すると思われるので、調査項目のウとエを一括で御意見がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。

○委員（床鍋義博君） まず調査権、議会の調査機能の強化、これ議会って書いてあるんですけども、議会に関しては百条委員会とかが正式に設けられることが可能ですし、いいと思うんですけど、私、議員もちょっと含めての議会ということで認識しております。基本的に市政に関して調査するときには、議会としての権能はありますけども、議員には基本的には今与えられてない。実際に調査をしようかなと思ったときに、市、行政のほうから資料が欲しいとかといった場合には、一般質問のときに関連して議長を通してということであれば出てきますけれども、そうでない場合は結構出てこないときもあると。基本的にこれ市の行政に対して何か資料をつくってくださいよと、新たに申し出るものだと、ちょっと確かにそのためだけに何人も何人も調査のために時間を割くというのは、それはなかなか行政的にはつらいものかなと思うんですけど、ある資料を出していただくだけでも結構大変だなと思うので、この件はもう少し議員個人に対して情報を出すようなものがあればいいかなと思ってこれは上げさせていただきました。

関連して、議会事務局の体制と機能強化なんですけれども、こちらに関してもちょっと関連をします。これも事務局を通して資料要求する場合と、直接私が担当部局に行って話すことがあるんですけども、そういったことに関してアドバイスができる。この件に関してはここのこの部局が一番詳しいから、ここの資料を出したほうがいいですよみたいなことまでわかってアドバイスしていただけると、いろんなところに回って聞かなくてもいいのかなと。もちろんこれも先ほどの勉強にもかかわってくる問題かもしれないんですけども、それは何年もやっていたらわかる問題だよと言われればそうかもしれないんですけども、やはり議員として当選してすぐ機能を果たしたいと思ったら、やはり議会としてそういった機能があったほうが結局は市民のためになるのではないかなということで、市議会議員のそういう調査権と事務局の機能強化という点で上げさせていただきました。

以上です。

○委員（和地仁美君） 私も新人議員なんですけど、何か調べたいと思うときはすぐ事務局にいつも相談すると、非常にいいサジェスションや道案内とかしていただけてるので、私が欲しい資料がそんなに難しくないだけなのかもしれませんが、どちらにしても私は先ほど委員長がおっしゃったように、2つ関連してくると思っ
て、調査をするということは、その資料をあるもの出してもらうという場合と、先ほど、例えば特にこの委員会なんかは先進市の事例をと、そういった内容になったりするものもあるので、その手数の問題であったり、時間の問題であったりということが切り離せないのであると、やっぱり事務局の体制であったり、機能強化というところとリンクして話さなければ実現できないのかなというふうには思っています。

床鍋委員のおっしゃっていた市の資料を出してもらおうということは、新人議員であっても事務局に相談をして、そこが何でだめなのかという事情はこの委員会で話し合うというよりも、そこは議会として権能としてクリアしてもらおうように解決すればいいと思うので、多分これはもう少し、何と言ったらいいんでしょう、仕組みの問題とあとパワーというか手数とか、だれがどこをやるのかとか、あとどんなことが今問題になって議員が困っているのかということとリンクすると思うので、この調査というものが余りにも大きいので、何の調査というところによって対応が変わってくるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。どうなのかとか。

○委員（御殿谷一彦君） 出だしのところで委員長のほうから、これ分けるべきか分けるべきじゃないかという問題にもちょっと今の話からいくと、何かそういうふうな問題にまた戻っちゃったような気がしないでもないんですけども。

申しわけない、要は議会の権限の問題を言おうとするのか、それとも議会の何というんですか、議会というか事務局も含めてですけども、能力というかキャパシティも含めてのそういう能力があるのかということのところの問題を言おうとしているのか、そこをちょっと順番にやったほうがいいんじゃないかと、ちょっと思っているんですけど、どうでしょう。

○委員長（中間建二君） 床鍋委員のほうの当初の問題提起については、その議会の今の調査能力というものが十分に発揮されているのかという問題提起と、あと調査権の確立ということでおっしゃっていただいているわけですけども、この点についてももう少し問題意識があれば、御発言いただければと思うんですけど。

○委員（床鍋義博君） これ議題には議会と書いてしまってますけど、私の出したものでは調査権の確立と書いてるので、議会のということではなくて、これは基本的には議員個人の調査権の確立です。やはり和地委員がおっしゃってる、事務局に要望して、それで出てこなかったら、それは議会に対応すればいいんじゃないのということでしたが、実際問題として前私が要求した資料、要望した資料に関して、いや、それは一般質問にかかってないと、これは出せませんと断りを受けたことがあります。そのことは結局それを議長を通して一般質問でやらなければ出さないよというふうに言われてしまった場合に、問題が発見しにくい。問題を発見するために資料が欲しいのにもかかわらず、実際にある程度ほかのところを外堀埋めてじゃないですけど、調べて問題提起って、これしましょうと、一般質問にしますと項目にしてから初めて資料が来るんでは、ちょっと遅いというか、あと範囲も狭まってしまうので、そこを何とかしたいという気持ちがありました。それが今の現状でどういうふうクリアできるのかなという、もしそういったことができるのであれば、別に明文化してそうしなさいとかっていうものではないんですけども、ちょっとそういうことで少し制限を受けた感じがしたので、これは上げさせていただいたところなんです。現状でやれるというのが何かあるんですかね。一般質問にかかわらないけれども、この辺ちょっと調べたいからある資料を出してくださいといったところに関して資料が出る出ない。

○議会事務局長（石川和男君） まず、ここの最初の議題に供したときに、議会の調査権か議員の調査、今、床鍋議員は議員、実態としては議員の調査、実情やっている中でのその議論をしたいというようなお話がありました。もちろん御存じのとおり、議会の調査権ということになりますと百条調査とか、先ほどお話が出ましたようにあります。監査権もあります。それはそういう前提の中で、今現状、議員さんが活動されるときに、例えばやはり先ほど御殿谷議員さんも資料要求のやり方のアドバイスというようなお話もありましたけれども、事務局がおりますのでね、ぜひ今もそういうふうにしていただいていると思いますが、どこの資料はどの課に

行けばいいんだろうとか、そのことも含めてさまざまなことがあろうかと思いますが、まずは議会事務局のほうにお聞きになっていただいたほうがよろしいのかなと思います。

例えば各それぞれの課に直接お話をする中で、任意提供とか資料のそういうことも多々あろうかと思いますが、決まり事として議案の関係、一般質問の関係は資料要求というふうな形で出すんだということが決まっていますので、それは前提としてあります。

それと委員会とかその他、会の中で正式な資料要求として議決をしていただいて、例えば委員会の中で資料要求となった場合には、それを議長名で市長のほうに資料要求の手だてをとらせていただいているというところがございますが、さまざまなやり方がありますのでね、やはりそれはまず事務局のほうにこの辺はどうなのかということがあれば、お聞きになっていただいたほうがよろしいのかなと思ってます。現状としてはそういう決まり事もありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 現状の説明ありがとうございました。今現状、私もおおむねそのような運用をしております。ただ今話された中でもやっぱり限界値がある。やはり議長を通して一般質問に関係してということだったので、通常調査する、この辺に関してちょっと気になるんだけど、見たいという場合に関しては、やはり断られる場合に関して、じゃそれはどうしたもんかなというところが実際問題としては現実としてあって、これは事務局次長も御存じだと思うんですけども、そういったことは今の現状のシステムではできないという判断でよろしいですか。変えなければそういう一般質問にかかわらないことで資料要求して、それも新たにつくってくれというものではなくて、現実にある資料をくださいといったときにくれなかったというのは、それはどういうふうにしたらいのかということの答えにちょっとなってないような気がするんですけど。

○委員長（中間建二君） 現状、議会のルールとして一般質問に関連する資料要求、または予算・決算に関連する資料要求ということで制度はありますけれども、私の認識では今の情報公開条例に基づく請求を行えば、本来的には行政が持っている文書はすべて公開しなきゃいけないと。また個人のプライバシー等に関するもの以外についてはすべて公開しなければいけないということになっておりますので、その床鍋議員が抱えてらっしゃる案件というものがどういうものかはあれですけども、条例に基づいた情報提供を資料提供の請求を行えば、それは出てくるものではないかと思っはいるんですが。

○委員（床鍋義博君） それは私も認識してます。今まで市民活動やってたときに、市の情報に関してはすべて情報公開でやってましたから。ただ何ですか、議員としてそこまでしかないのかな。すべてそういうもので情報公開請求をしなきゃいけないものなのかなということなんです。それで、もうそういうものだと言ってしまうと、これからはもう情報公開請求をたくさんしなきゃいけないのかなと。逆にそれは行政としてはコストがかかってしまって、情報公開条例に基づいて出すものであれば、それは出してもいいんじゃないかなというのが私の考えで、いや、それは違うよということならそれで、これからはもうそういうようにやるのであれば、私はそちらのほうでやっていくのかなと。皆さんの中でそういった今まで不便はなかったのかなというのが実際です。私の場合はちょっとそれは不便だなと感じたので、それに対して時間をかけるということは、私個人の時間ではないので、やはり市民に負託されてますので、その時間を使うということがすごく迂遠だなと感じましたので、提案させていただいたということです。

○議会事務局長（石川和男君） 確かに委員がおっしゃってるように、決まり事ということでは今そのような資料要求の仕方、それと一般質問、議案等のために資料要求をすると、目的を定めて市側のほうに要求するとい

う形があります。それは決まり事でございますが、今お話があったように、一般市民と同じように議員さん方も当然今御理解いただいているように、情報公開請求すれば有料で提供されるというような形になろうかと思えます。その辺のところの流れを市側の対応の考え方もあろうかと思えますが、その辺のところはある意味そういうことを要求したいというようなことの現状とのギャップということがあれば、それは課題というような形になろうかと思えます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 私は議会一人一人の議員が市政どうよくするのか、市民の暮らしをどう守るのかという点で議員活動をやってるわけで、その際一般質問という形にまだならないけれども、その前の段階でいろいろ調査をする必要があるという場合に、やはりその資料を市に要求するというのは当然のことだと思いますし、それは市は極力その議員の要請に誠実にこたえてもらうという必要があると思います。ですからちょっとその床鍋委員が言われている事例がどういう事例なのかちょっとわからないので、具体的にそれ以上の発言はできませんけれども、私はそう考えてますので、ちょっとそれは個別にも問題があることがあるのであれば、ちょっともう少し話を市にもしていく必要があるのではないのかなと私は思います。

やはり情報公開というと2週間ぐらいかかってしまうということもありますし、そういう手続を踏めば当然出せる資料であれば、議員として議会での審議等に必要だという判断のもとで、とにかく何でもかんでも欲しいと言ってるわけじゃなくて必要だと判断した上でこういう資料はということでは言っているわけですから、それはやはり誠実に市として対応してもらう必要があると私は考えています。一般的な話ですけど。

○委員（床鍋義博君） 私の要望した資料で断られたってたくさんないんですけど、大体は誠実に対応していただいています。今回お願いしたのは第四次基本計画を行う際の市民に対するアンケートの質問の内容はどういう内容だったんですかという問い合わせに関して、それはまだ市民に公表してないので、議員には公表してないということだったんですね。速報は来ましたが、その前の段階で聞いてたんですね。

僕はちょっとびっくりしたのは、実はそのぐらいの資料は大したことないなと。ただ市民に知らされているアンケートの内容をどんなのを送ったのと聞くだけですから、それを断られたことが、それ自体が問題ではなくて、このぐらいも出てこないのであれば、もしもう少し問題のありそうなことを調査しようとした段階で、資料を調査しようとしたときに出てこないんじゃないかなと、そういう懸念を感じたんです。今回すごく困っているわけではないんです。実際はすぐ速報も来ましたが、ああ、こういう内容だとわかっているの。ただ一たんそこでこのぐらいのものも断られてしまうと、もっと会計的な数字的なこととか契約のこととか、そういったところを今後やるときに、これ足かせになっちゃうのかなという懸念があって、こういうことをちょっと申し上げているところでございます。

だから、大したことないと言ったらおかしいですけど、そんなに出不さないというものでもないものだったので、ちょっと驚いたんですね。

○委員長（中間建二君） 資料要求については、選挙前の前任期のときに議会運営委員会の中で議論がありまして、要はいつまでに請求したものについて明確に回答期限を明らかにして、一般質問にしろ予算・決算の資料要求にしろ日時を決めて、いつまでに資料要求したものについてはいつまでに回答すると。そういう議論の中でそんなルールが必要なのかとかです、その一般質問、予算・決算に関連なくても資料要求ができるんじゃないかという議論が議会運営委員会の中でもあったんですけども、結論としては、その一定のルールがなければそれこそ際限なくあれもこれもということになるのも、結果的には事務的な負担、コストも発生するので、

そこはいかがなものかと、こういうことが議会運営委員会の中で話し合われた結果として、現状のルール体系にはなっているというところなんですけれども。

○委員（床鍋義博君） もちろんそういう議論がされて現状こうなっているというのは認識した上です。

先ほども重なりますけれども、新たに資料つくってくれというような労力をかけるのは確かに委員長おっしゃるとおりなんですけれども、実際問題としてできているものを出してくれというのは、正直な話、持ってきてコピーするだけの手間ですよ。だからそのぐらいのことは市政のことについてこれからどういうふうに反映していくかと。それは政策立案にかかわってくるのかもしれないですけども、そういったことを調査しようとする議員に対して資料出すということは、もっともっと積極的にやっていかないと今後同じ共同して物事決めていく、市政をよくしていくということでは足かせになってしまうのかなということで、私はそれでちょっと懸念をしますが、皆さんはその懸念はないのかなって、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○委員（尾崎利一君） 私は先ほどの委員長が言われた議会運営委員会でルールを決めた問題については、あくまでも私のこれはちょっと理解ですけども、その議会の本会議の議案審議、あと予算・決算特別委員会の議案審議、それから一般質問のための資料要求についてのルールを決めたということであって、それ以外のものを何か決めた決めないということではないという認識なんです。

それで、私は今の床鍋委員のお話を伺って、ちょっときょうこういう議論もあったわけですから再度床鍋委員のほうでその問題について市とやりとりをしてもらって、次の委員会で今度は出しますというふうになりましたという報告をいただければいいのか。私はやはりその対応は、市の対応はちょっと硬直的だし、やっぱりそういうふうに言われたら、いや、それぐらい出しなさいと、こういうことで出してもらう必要があるんじゃないかと思うんですよ。

○委員（床鍋義博君） 今おっしゃるのは個別の問題ではないんですよ。個別であれば、今おっしゃったように出しなさいというのがいいんですけども、それは私個人の問題であって、議員として、私に断られたんじゃないくて、議員として断られたわけですよ。そうすると、これは議員全員の問題で、これから議員活動していく上で、市に対してこういうある程度明文じゃないですけども、要求しても出てくるというようなある程度の担保がないと、何か理由につけて全部資料が断られてしまうと。一般質問でないとか、そういうものでない限りは断られてしまうということがつくられてしまうという権能がすごく制限されてしまう危険を感じたので、そのことはある程度明確にしておくべきなのかなということで出したわけなんで、個別の問題ではないんですよ。

○委員（森田憲二君） 個別かどうかというのは、それはもう本人の判断だけであって、これは違うと思うんですよ。これを出してくれなかったという話だったら、今かなりいろんな市のほうからインフルエンザだとか放射能の云々とかいろんな資料が来ております。今までインフルエンザで休んだという、ここで出始めたのかなという気がするんですけど、逆にこの問題については議長のほうにきちんと申し入れて、市のほうの行政が市民アンケートするんだったら我々も一市民なわけですから、選ばれた選ばれないはそうではなくて、これがたまたまその中で無作為の中に入ってくる可能性もあるわけですよ、議員の中にね。ですからそうしたら議長のほうに申し入れて、これはその案件を取り上げるんじゃないくて、今後市民意識調査、それから市民アンケート、それからいろんな形で市民を対象にした案内文、そういったものについてはぜひ議員のほうにも一報願いたい。これは全体的に申し入れるんだったらここで決めて申し入れる必要があるんじゃないかな。これは個人で取り行く云々というのは、これはルールどおり、これは変える必要性は今のところないと思います。

これは資料要求は資料要求できちんとルールがあるわけですから、議員としてのルールがあるわけですからこれは当然議会として守っていかなくちゃならないし、当然その中の一員としての議員として守っていく必要性があるんだろうと。

ただ今おっしゃっているような内容でしたら、逆に今後これで終わるわけではありませんから、議会として全員に私が欲しい欲しくないとかそういう問題じゃなくて、公平にというか市民のほうにアンケートを出されたときに、これは近くの人がもらったんだけど、こんなもの来たよといったときはわかりませんという話になると思うんですよ。だから、そのときには、逆にそういう無作為であってもそういうアンケート出したんだしたら、そのアンケートのコピーでも議員全員に配付してほしいと、そういう逆の申し入れをしていったほうがいいのかなど。これは出す必要があるとかないとか、それから議員だからという差別するわけじゃないんですけど、議会は議会のほうできちんと一般質問なり予特・決特のほうの資料要求についてもルールがあるわけですから、ほかのものを出す出さない。もし出さなかった場合については、今情報公開条例の関係で調査をする、個人で調査をしていただければいいんじゃないかなと。

ですからまとめますと、議長にそのような方向で市の部局のほうに申し入れをお願いしたいと。そのほうが公平じゃないかなと。知っているとか知らないとかという話じゃなくて、公平な情報のあり方というか、そういったものについては市民に出すんだしたら私たちにもくださいよということを逆に先に申し入れておく必要性があったのかなというような感じを今受けております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） もちろん今アンケートとか、一般の市民に対してそういったものが調査とかというものに関してはもちろん森田委員のおっしゃるとおりで、そのとおりしてほしいです、今後は。

ただ、先ほど別の件で申しました一般質問にかかわらないところで調査したいなというようなことが、今後——今のところはないです。今後出したときに、それはやっぱり出せませんよと、それはやっぱり情報公開に基づいてやってくださいよとなると、少し議員側の権能が制限されるのかなという懸念を私は思ったので、皆さんがそういうことを感じないのであれば、別にこの議員の調査権の確立に関してはそのままで結構ですが、私は今、自身がちょっと感じてるのは、将来その懸念がありますよというのは述べさせていただきます。

以上です。

○委員長（中間建二君） それでは、今提案者のほうからそういう御意見でございますので、この議会の調査機能強化という場合と、またその議員個人の調査機能なり権能なりということについては自治法で明示されている面がありますけれども、議員の調査権といったときにどこまでそれが保障されているのかということについては、ちょっと私も認識が不足しておりますので、床鍋委員のほうから問題提起があったということで受けとめさせていただくということと、また個別の問題については議会としての調査権ということについては明確になっているので、議長を通して何らかの対処をやっていくべきではないかということで、御意見があったということで取りまとめをさせていただきたいと思っております。

では、議会事務局の体制並びに機能強化について、そのほか何か御発言ございますでしょうか。

○委員（尾崎利一君） この点については、事務局長の御意見も現状どうなのかということについてはぜひ伺いたいたいところなんです、それはちょっと後でぜひお願いしたいと。

それから、いずれにしてもこういう審議の中で今後議会報告会や政策立案等々さまざまな課題が取り上げら

れてきているわけで、議会事務局の体制というの、体制というか仕事というの増大するということは当然考えられることだと思います。その点でおのずと拡充が必要なんではないかということとですね。

それから議会事務局についても定員から1人減という状況で続いているということなんですが、やはり市長部局と議会があって、その市長部局の行革の対象で議会事務局もこう削られていくということになると、そこはちょっとほかの部局と議会事務局というのはやっぱり別立てで、議会の機能強化の問題として市としても対応してもらう必要があるんじゃないかという問題意識もあって、議題とする必要があるんじゃないかということで提案させていただきました。

私のほうは以上です。ぜひ、事務局の状況を伺えればと。

○**議会事務局長（石川和男君）** まず職員の定数条例の関係で申し上げますと、前にもお話をさせていただきましたが、議会事務局は定数が8ということで、これは上限の関係でとらえております。全体の中で、この前12月議会で組織条例の改正が行われまして、今後ことしの24年の4月からいろんな組織の中で体制がこれから決まって対応するわけでございますが、議会の事務局の中では現状今現員が7名です。定数も7名です。それで議会事務局長が1名、議会事務局次長が1名おまして、議会事務局次長が庶務調査係長の事務取扱をしております。で、庶務調査係に職員が2人おります。係長はおりません。あと議事係のほうについては議事係長が1人で職員が2人と、このような体制で全員で7名と。

体制についてどう考えるかというようなお話がございましたが、やはりいろいろ昨今その政策についての政策立案とか、事務局としても調査機能の強化とか、その辺のところはいろんなところで認識しておりまして、いろいろ人の手は正式に庶務調査係長がいればいいかなというようなことの認識はあります。欲しいという認識はございます。そういう中でありますが、組織の中の全体の中でも事務取扱をしているところも多々あります。やはりバランス感覚の中で全体調整の中で議会もその一つの組織でありますので、その辺のところのバランス感覚も考えながらやらなきゃならないとは思っておりますが、やはり議会事務局としてもこれから開かれた議会ということで今、議員の皆様方も御議論いただいている中では、さらに強化をするという点では将来的には庶務調査係長を置いていただきたいと、そのようなことで考えております。

以上でございます。

○**委員（根岸聡彦君）** 局長のお話を伺いましたけれども、一応やはり組織ということで、以前から今議会事務局1名減の状態でも業務運営を行っているということは伺っております。ただ組織の中で人員体制がフルにできているところというのはなかなか難しいものがあるんじゃないかなと。これは民間企業でもそうですし、役所でも同じことが言えるんだと思います。限られた人員の中、もちろんその人件費の予算というものがある中で、限られた人数で恐らく業務の量、質・量ともにふえていっているようなものをいかに工面しながらやっているのかというところがあるんだと思います。

やはり体制の強化というのは、人がふえればそれだけ強化されますけれども、やはり議会事務局とはいっても市長部局の中の一組織であるというところで、もちろん1名減の状態でもいいんだということは言いませんけれども、これは引き続き定数をもとに戻してくださいということは言っていく必要があるんじゃないのかなというふうに思いますが、現実的などころでどうなのかなという感じはしております。

あと議会事務局の機能の強化ということですけども、ちょっと私自身もぱっと思いつかないんですけども、今事務局の機能として、いわゆる機能していない部分で何なんだろうかと。あるいはこういう機能が足りないとか、こういうことができるようになればいいなというものがもしあるのであれば、この問題提起をされ

た方に伺いたいなというふうに思います。

○委員長（中間建二君） 暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時12分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今の根岸委員のほうから具体的な機能強化の面でどういう課題があるかということでの御意見、御質問がございました。

私のほうから一つ申し上げさせていただきたいと思いますが、例えば今回、議員提出議案で政策条例という形で空き家等の適正管理に関する条例が提案をされ、今総務委員会で議論をいただいておりますけれども、やはりこの条例を一つ提案をするという中では、なかなかこのいわゆる政策法務といいますか、法律、当市で言えば文書課が担っているような文言整理だとか、もしくは他の市の持っている条例との整合性ですとか、このあたりの調整をやるのが現実的にはなかなか難しいというか、相当な専門性が要求されますので、この条例そのものを提案をしていく。またそれをもとに議論を深めていくという中では、このあたりの専門性を持った事務局職員が常時いる中で議会としても取り組んでいく必要があるんじゃないかという、その課題は明確にあるのかなというふうに思っております。

またこのあたりも私もいろいろ調べてみますと、取り組んでいる議会の例としては、行政側で法務担当を担っている都市では文書課の課長経験者、もしくは部長経験者が定年した後に議会事務局が直接その方を採用、再任用、再雇用をした中で事務局の体制強化を図っているという、そういう事例もあると承知をしております。私が認識している問題点としてはそういうところがあるのかなということが1つと。

あとは現実的なマンパワーの面での不足していることがあるんじゃないかということでの御意見もあろうかと思っておりますけれども、あとはもしほかに御意見がありましたらいかがでしょうか。

○委員（尾崎利一君） いずれにしてもいっぱいいっぱいやってらっしゃるんじゃないのかなという認識を持ってるんです。例えばこの間のことで言うと、議場の本会議場のインターネット配信というんですか、あれの問題なんか一つとっても現状の職員体制では、そのカメラを設置してカメラを作動させる人員がないというような状況も、その議論の中で聞いてますし、今やっていることをやる分にはやってらっしゃると思うんですが、今後の議会活動を活性化していくということを考えれば、さまざまな点でやはり私は強化していく必要があるんじゃないかというふうに感じてます。

○委員（根岸聡彦君） 今の委員長と尾崎委員のほうから御発言いただきましたけれども、先ほど委員長のほうからは例えば専門性を持った職員が配置されることが望ましいとか、マンパワーの問題があるとかと、尾崎委員のほうからは今いっぱいいっぱいじゃないのかなというようなことを言われておりましたけれども、これは議会事務局の体制のほうの問題であって、体制について言えば今1名減でやっているわけですから当然パワーとしては足りない中でやりくりしながらやっているというのが現状だと思います。

で、組織に関していけばそれは組織としてやっていかなければいけないものがあるということで、どんな人が来ても組織としては機能していかなければいけないというものがあると思います。じゃ機能の強化って何なんだろうかということになると、それはちょっと今お二方の発言の中からは外れているのかなという、そんな感じがいたしましたので今発言させていただきました。（「拡大じゃないの」と呼ぶ者あり）機能の強化。体

制の強化と機能の強化。

○委員長（中間建二君） もう一点ね、上げられるとすると、例えばいわゆるシンクタンク的な役割ですよ、本来的な調査機能という。例えば現状では何か問題があったときに、このことについて調査かけてもらいたい、調べてもらいたい。こういうことについて情報持っていないかということが、議会事務局の今の体制ではそういう個別の投げかけ、問い合わせがあって初めて調査をする、調べていくということですけども、これがいわゆるそれなりの人口規模を抱えている自治体の議会ですとか、また都道府県や国になってくると、日ごろから常に調査をかけている地方自治の実態なり近隣市が抱えている課題なり、また当市の置かれた課題について常に担当職員がそういう情報を集めて必要に応じてみずから議員に情報提供していくというところまで、体制が強化されればそういうことも可能ではないか。

またその機能という意味ではそういう方向性ももちろんできれば望ましいわけですけども、現状の体制の中ではなかなかそこまで望むことも難しいのではないかという、そういう問題意識も私は持っているんですけども、ただいずれにしても、このあたりもさっきの議員研修会の活性化の中でも出てきました、いわゆる財源、財政担保を財源どうしていくのかということについては、なかなかこれは解決策が見出せないで、本来的にはその必要性について、もし全体で必要だということの認識があれば、必要性について合意をし、長側に申し入れをしていくということしか方向性はないのかなという理解もあるんですけども。（「そのとおり」「じゃまとまった」と呼ぶ者あり）まとまった。

それでは、種々この議会事務局の体制と機能強化についても御議論いただきましたけれども、さまざま出された意見を踏まえて、あわせて市側、長側に対しまして一層の体制なり機能強化の取り組みを求めていきたいということでの意見の集約ということでもよろしいでしょうか。

○委員（関野杜成君） 今のその意見の集約なんですけれども、最終的には代表者会議とか、どっかで諮った上で議長の名で出すという形になるのか、そこら辺はどうなるんですか。ここで多分決めちゃうとどういう流れになるのかというのがちょっと見えないので、教えていただければ。

○委員長（中間建二君） 私の認識としては中間報告の段階で、これまで議論してきたものが整理されますので、一定の合意を得て直ちに何らかの対処をするもの。もしくは合意ができないので、この特別委員会では議論しないもの。また2巡目で議論を深めて結論を出していくものと3つ4つに分類されるかと思いますが、その中間報告の段階で個別の項目については取り扱いについて確認をし、それが代表者会議にかけるものなのか、議会運営委員会にかけるものなのか、これまでの議論の中でも議運の中で協議すべきじゃないかという項目もあったかと思しますので、そのあたりが整理できればいいのかなというふうに思っております。

それでは、続きましてオの議員控室の環境整備を議題にいたします。

この点については、関野委員のほうからの問題提起でもございますので。

○委員（関野杜成君） これに関しては代表者会議でもある程度方向性が決まってきて、なおかつ今回の予算ですね、委員会のほうでも聞けるようになったので、正直これといってもうないと言えば。ただ代表者会議でも言わしていただいたんですが、控室の環境整備という形で今回こういうふうに出しているにもかかわらず、ちょっとこういう言い方もあれなんですけど、議会の控室のネット化よりも早目に議場のカメラ化をというようなことを言わしていただいたんで、矛盾しているといえば矛盾しているちょっと議題になりますが、現状控室のほうに関してはもうある程度方向性が見えているので、そこに関しての私としての意見はありません。

○委員長（中間建二君） 現状の議員に関しての環境整備の状況について、確認だけさせていただきたいと思

ます。

○**議会事務局長（石川和男君）** まず実施計画等でも大きなものは市側のほうに過去にさまざま要求をさせていただいている中で、過去に議員の皆様方にも平成24年度から26年度の実施計画につきましては、一覧表をもちまして御配付させていただいているところがございます。そうした中で、それが予算化になるかというところについては今後正式に御提示をさせていただく中でありますが、まず議員控室の環境整備、これは各議員の各部屋と正副議長室にインターネットができるように、その配線工事等を行うという内容で実施計画上では載っております。この予算化につきましては、計上できるというような方向になろうかと思っております。金額的には113万7,000円ということで承知をいただきたいと思います。

それと関連で出ました、今関野委員のほうからは議場のインターネットの関係が出ましたけれども、それは代表者会議の中でまた報告させていただこうかと思っておりますが、そのような状況ではあります。

以上でございます。

○**委員（関野杜成君）** その控室の環境整備というところなんで、今言われたようなネットのランとかを一応工事するという決まっていますが、ここで話すべきことか政務調査費の部分で話すべきことかというのがちょっと1点ありまして、例えばPCだったり、あと印刷機だったり、そういったものというものも場所によっては政務調査費が月20万円とかもらっているところに関しては、そういったものを入れてるところも多々あるというところがあったので、これを環境整備というところで話すべきか政務調査費という部分で話すべきなのか、ちょっとそこに関しては私は政務調査費なのかなと思っているところなので、この控室の環境整備については現状はこれといった意見はありません。

○**議会事務局長（石川和男君）** 今の関野委員からもお話がありましたように、議員控室のインターネットの環境整備ということにつきましてパソコンの話が出ましたけれども、代表者会議等でも御説明した中では、考え方としては今委員がおっしゃっていただいたように、パソコンの配置等につきましては、それぞれ会派の政務調査費なりで対応していただくべく事務局としては考えております。

以上でございます。

○**委員長（中間建二君）** 暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時28分 開議

○**委員長（中間建二君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、取りまとめさせていただきますと、オの議員控室の環境整備につきましては、問題提起された関野委員のほうからも一定の予算措置が見込まれる、改善されるという状況の中で、このことを当委員会としても確認させていただいたということで取りまとめをさせていただきたいと思います。

○**委員（森田憲二君）** 済みません、前回の委員会の中で私のほうの発言で何か不適切な発言があったと。これを委員長においてよろしくお取り計らいのほど。詳細については、でき上がる前にまた御連絡申し上げますし、また皆様方にも改めて御案内を差し上げます。よろしく。

○**委員長（中間建二君）** どの部分での御発言だったでございましょうか。

○**委員（森田憲二君）** これはまだページはないんだろう。ちょっと粗原稿の中で「法律違反」というような言葉を私のほうから発言しております。その辺については委員長においてよろしくお取り計らいのほど、お願い

申し上げます。

○委員長（中間建二君） それでは、後ほど確認をさせていただきたいと思います。

それではお諮りいたします。

本日の調査はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（中間建二君） これをもって、平成24年第1回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を散会いたします。

午前11時30分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 間 建 二